

人と環境にやさしい農業・農村振興条例について

1 背景

- ①SDGs の取組拡大や「みどりの食料システム戦略」の推進など、環境と調和のとれた農業推進の必要性が増大
- ②県では全国に先駆けて人と環境にやさしい「環境創造型農業」に取り組んできたが、面積拡大は頭打ち
- ③気候変動や国際情勢リスク等による食料生産・供給の不安定化とともに、人口減少により農山漁村の活力が低下
⇒ 県では、令和5年度から有識者による農業・農村振興に関する施策検討会を設置し、その提言に基づき、有機農業アカデミーの開講による担い手育成や出荷・流通効率化モデルの構築や食農教育などの施策に先行して取組
この動きを一過性のものとせず、中長期的に取組を下支えしていくため、条例を制定

2 条例制定の方針

①環境負荷低減と生産性向上の両立、②生産振興と農村振興の一体的な推進、③関係者の連携と協働の促進を重視。人と環境にやさしい農業・農村の持続的な発展を図り、もって県民に対する食料の安定供給の確保に資するとともに、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に寄与。

3 条例の構成

項目	内容
第1章 総則	目的、定義、基本理念、県の責務、市町・農業者等・食品等関連事業者・県民の役割
第2章 人と環境にやさしい農業の振興に関する施策	技術の研究開発・普及、生産基盤の整備・保全、環境負荷低減活動の促進、人材の確保・育成、出荷・流通の促進、県民による選択機会確保、学校給食等の利用促進
第3章 人と環境にやさしい農村の振興に関する施策	地域協働体制の構築等、高齢者等の農作業支援活動参画機会創出、地域運営組織の育成、多面的機能発揮に関する活動促進、地域資源活用の事業活動等の促進、都市との交流等
第4章 雑則	行財政上の措置等
附則	施行日 令和8年4月1日